

役員及び評議員の費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛隣会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第6条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は平成29年6月10日から適用する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	なし	・ 片道 50 k m まで 5000 円 ・ 片道 50 k m 以上 1 k m あたり 50 円を乗じて 得られた金額
評議員会出席報酬等	なし	・ 片道 50 k m まで 5000 円 ・ 片道 50 k m 以上 1 k m あたり 50 円を乗じて 得られた金額
監事監査指導報酬等	なし	・ 片道 50 k m まで 5000 円 ・ 片道 50 k m 以上 1 k m あたり 50 円を乗じて 得られた金額